

解決条件

一 會社ハ曩ニ發表シタル解雇者三名ノ内男コ一名ヲ復職セシムルコト
 二 所定ノ公休日及日曜日以外ニ臨時休業スル場合ハ日給ノ二分ノ一ヲ支給スルコト
 三 退職手當ニ關シテハ川田常務帰朝後一ヶ月以内ニ制定スルコト 但し従業員ヨリ提出シタル案及地工場ノ制度ヲ参考トスルコト
 四 皆勤賞ハ従前ノ通りトスルコト
 五 會社ハ被解雇者ニ各ニ一ヶ月分ノ解雇手當トシテ合計金二百三十六圓四角ヲ支給スルコト
 六 會社ハ別ニ金一封(七〇〇圓)ヲ支給スルコト 以上
 七 及申(通)報候也

勞務第二二七號

昭和五年八月十五日

警視總監 丸山 禧吉

八七〇九八

5. 8. 16
1555

内務大臣 安達謙藏
 社會局長 長官 後
 各廳 府 縣 官 下 局

警視總監丸山禧吉

本館ニ至テ所ノ勞務會議(合議)ニ依リテ決

要旨川の新案付八日付ラ主政ニ工場主三受取書ヲ提出セシニ以テ主八日ノ主謀者
 三受ヲ解雇セリ

因取二十八名ハ軍東合同ノ居撥ヲ得テ僱最業ノ爲ス

櫻記工場ニ於テ十月七日勞務會議發生セルカ狀況次ノ如シ
 記